

平塚市教育委員会令和2年4月定例会会議録

開会の日時

令和2年4月23日（木）14時

会議の場所

平塚市役所本館 7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 林 悦子 委員 目黒 博子 委員 梶原 光令

説明のため出席した者

◎学校教育部

部長	石川 清人	教育指導担当部長	川崎 登
教育総務課長	宮崎 博文	教育総務課教育総務担当長	太田 恵
教育総務課企画担当長	松本 信哉	学務課長	市川 豊
教職員課長	岩田 裕之	子ども教育相談センター所長	神田 陽一

◎社会教育部

部長	平井 悟	社会教育課長	鈴木 和幸
博物館長	栗山 雄揮		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和2年4月定例会を開会する。開会に当たり、水谷委員から欠席の連絡があったので報告する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和2年3月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和2年3月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)令和2年度教職員の配置状況について

【報告】

○吉野教育長

今年度の市内小・中学校の児童・生徒数、学級数、教職員数について報告するものである。詳細は教職員課長が報告する。

○教職員課長

令和2年4月6日現在の配置状況について、報告するものである。昨年度と比較して、小学校では、児童数が普通学級で305人の減、特別支援学級で22人の増、全体で283人の減となっている。中学校では、生徒数が普通学級で96人の減、特別支援学級で25人の増、全体では71人の減となっている。また、学級数は、小学校では普通学級で16学級の減、特別支援学級で7学級の増となっている。中学校では普通学級で1学級の減、特別支援学級で6学級の増となっている。県費負担教職員数については、総計として5人の増となっている。

【質疑】

なし

(2)その他

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第1号 平塚市教育委員会職員の服務及び研修に関する規程の一部を改正する訓令について

【報告】

○吉野教育長

平塚市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することについて、臨時に事務を代理したので規則の定めに基づき報告するものである。詳細は教育総務課長が説明する。

○教育総務課長

本年3月に「平塚市職員の服務の宣誓に関する条例」の一部改正を行った。これに伴い、「平塚市職員服務規程」の一部改正を行っている。内容としては、本年4月1日から、これまでの嘱託員や臨時職員が「パートタイム会計年度任用職員」として位置付けられることになったことにより、必要な規定を整備したものである。

この度の「平塚市教育委員会職員の服務及び研修に関する規程」の一部改正は、「平塚市職員服務規程」の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行ったものである。

まず、第2条「服務」の規定では、「教育総務課長」との表記を、正式名称として「学校教育部 教育総務課長」に改正する整備を行っている。また、この訓令の準用元となっている「平塚市職員服務規程」においては、服務関連の様式を定めており、この様式中に

規定している「平塚市長」及び「神奈川県平塚市長」の表記を、「平塚市教育委員会職員の服務及び研修に関する規程」では、「平塚市教育委員会教育長」及び「神奈川県平塚市教育委員会教育長」と読み替える規定を新たに設けるものである。この他に必要な字句の整備を行っている。

次に、第3条「研修」の規定では、こちらも「教育総務課長」との表記を、正式名称として「学校教育部教育総務課長」に改正する整備を行うとともに、この他に必要な字句の整備を行っている。

最後に、この訓令の施行期日は、「令達の日」として、本年4月1日としている。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり了承された。

(2)その他

なし

3 議案第1号 平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市教育支援委員会委員の委嘱等を行うものである。詳細は子ども教育相談センター所長が説明する。

○子ども教育相談センター所長

平塚市教育支援委員会は、「平塚市附属機関設置条例」の定めるところによる附属機関として、障害のある児童生徒の就学に係る支援の在り方について、調査し、審議するために設置されており、詳細は「平塚市教育支援委員会規則」で定められている。

今回、同規則第2条第1項に基づき、委員として委嘱するものである。また、同規則第2条第2項により、委員の任期を1年とすることから、任期は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの1年となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第2号 平塚市博物館協議会委員の任命について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市博物館協議会委員を任命するものである。詳細は博物館長が説明する。

○博物館長

平塚市博物館では、「博物館法」第20条及び「平塚市博物館の設置及び管理等に関する条例」第15条の規定に基づき、博物館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、「平塚市博物館協議会」を設置している。

「平塚市博物館の設置及び管理等に関する条例」第17条及び同施行規則第20条に基づき、委員の定数は6人、任期は2年としている。

令和2年4月30日に現在の委員の任期が満了となるため、「博物館法」第21条に基づき、新たに委員を任命するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 その他

なし

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会令和2年4月定例会は閉会する。

(14時12分閉会)